

千葉市市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与するため、個人施行者、市街地再開発組合等が行う市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)(以下「法」という。))第2条第1号に規定する事業をいう。)に要する経費について、国の補助を受けた予算の範囲において千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)に基づき、当該個人施行者、市街地再開発組合等に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市街地再開発事業を施行する個人施行者
- (2) 市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合
- (3) 市街地再開発事業を施行する再開発会社
- (4) 市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している市街地再開発準備組織(以下「準備組織」という。)
- (5) 法第99条の2第1項又は法第118条の28第1項の規定により施設建築物の建築を行う者(以下「特定建築者」という。)

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市街地再開発事業の促進区域又は施行区域(準備組合が行うものにあつては施行区域となるべき区域)内での市街地整備のうち国の補助対象となっているものとする。

(経費及び補助率)

第4条 補助事業の経費及び補助率は次のとおりとする。

経 費	補 助 費
補助事業につき次の各号に掲げる経費	

<p>ただし、準備組織にあつては、調査設計計画費のうち事業計画作成費のみとする。</p> <p>(1) 調査設計計画費</p> <p>事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費及び権利変換計画作成費</p> <p>(2) 土地整備費</p> <p>建築物除却等費、仮設店舗等設置費及び補償費等</p> <p>(3) 共同施設整備費</p> <p>空地等費、供給処理施設費及びその他の施設費</p>	<p>経費の2/3以内</p>
--	-----------------

2 前項に掲げる経費の範囲、その補助対象限度額及び補助費の割増については、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号建設省住宅局長通達）に定めるところによる。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市市街地再開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しなかった場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該補助事業の完了後、これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に3分の2以内を乗じて得た金額を返還すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市市街地再開発事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書等)

第8条 第6条第1項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市市街地再開発事業補助 事業変更承認申請書（様式第3号）又は千葉市市街地再開発事業補助事業廃止（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は前条の規定する補助金決定通知書に附された期日までに補助事業が完了しない場合においては、すみやかに千葉市市街地再開発事業補助事業完了期日変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定により状況報告しようとするときは、千葉市市街地再開発事業状況報告書（様式第6号）に当該会計年度各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在で作成したものを当該期間経過後二日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により状況報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市市街地再開発事業実績報告書（様式第7号）に残存物権調書その他参考となる書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたるときは、市長が定める期日までに年度終了実績報告書を市長に提出 しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市市街地再開発事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市市街地再開発事業 補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助

金の交付の請求をしようとするときは、千葉市市街地再開発事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市市街地再開発事業補助金交付 決定取消書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市市街地再開発事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市市街地再開発事業補助金交付要綱は、昭和60年度分の補助金から摘要し、昭和59年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行し、平成21年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助金交付申請書

千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度千葉市市街地再開発事業補助金の交付を受けたいので千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容		
補助事業の効果		
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎		
交付を受けたい時期		年 月 日
補助事業の	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他	

(様式第2号)

千葉市指令 第 号

様

千葉市市街地再開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市市街地再開発事業補助金については、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金の交付予定時期	年 月 日
交付条件	(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該補助事業の完了後、これと同種以外の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に3分の2以内を乗じて得た金額を返還すること。 (5) 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

(様式第3号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助事業変更承認申請書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
った 事業を次のとおり変更したいので承認されますよう千葉市市街
地再開発事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

補助事業 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変更予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類		

(様式第4号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助事業廃止（中止）承認申請書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
った 事業を次のとおり廃止（中止）したいので、千葉市市街地再開
発事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

補助事業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類	1. 2. 3.	

(様式第5号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助事業完了予定期日変更申請書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号をもって補助金の交付決定の
通知を受けた 年度 事業について、同通知に付された完了期
日は下記事由により完了が困難となったので、千葉市市街地再開発事業補助金交付要綱第
8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定通知に付された事業の完了期日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日
- 4 変更の事由
- 5 事業の実施状況表（別表のとおり）
- 6 工事工程表
- 7 その他繰越を判断する資料

(様式第6号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業状況報告書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあ
った 事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉
市補助金等交付規則第10条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
補助事業の経過及び内容	
添 付 書 類	1. 経過及び内容を証する書類等 2. その他

(別 表)

箇所名	事業費	契約済 事業費	契約 年月日	契約工期	当初の完了期日ま での予定出来高	備考

(様式第7号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業実績報告書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 千葉市指令 第 号により補助金の交付決定の
あった 事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
補助事業の完了予定年月日	年 月 日
補助金の交付決定額（予定）	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	1. 収支決算書 2. 補助事業の経過及びその成果を証する書類等 3. その他

(様式第8号)

千葉市達 第 号

様

千葉市市街地再開発事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 千葉市市街地再開発事業実績報告書により、 年
度 市街地再開発事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金
等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1. 補助金の交付決定額	円
2. 補助事業の経費精算額	円
3. 補 助 率	
4. 補助金の確定額	円
5. その他記載事項	

(様式第9号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助金交付請求書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号 事業補助金
額確定通知書により確定した補助金の交付について千葉市補助金等交付規則第16条第1
項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額		円
補助金額の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
交付請求額		円
添付書類	1. 事業補助金額確定通知書の写し 2. その他	

(様式第10号)

年 月 日

千葉市市街地再開発事業補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金額の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
今回の交付請求額		円
添付書類	1. 事業補助金額確定通知書の写し 2. その他	

(様式第11号)

千葉市達 第 号

様

千葉市市街地再開発事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した
事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

(様式第12号)

千葉市達 第 号

様

千葉市市街地再開発事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項・第2項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

